

国民健康保険に関する各種申請・届出書へのマイナンバー（個人番号）記載欄について

小平市健康福祉部保険年金課

平成28年1月からのマイナンバー利用開始に伴い、国民健康保険に関する各種申請・届出書の一部についても、新たにマイナンバー（個人番号）の記載欄が追加されています。

1 マイナンバー記載欄が追加された申請・届出書（主なもの）

- 国民健康保険関係届 ○国民健康保険被保険者証等再交付申請書
- 国民健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定申請書
- 国民健康保険高額療養費支給申請（請求）書
- 国民健康保険移送費支給申請書 ○国民健康保険基準収入額適用申請書 など

2 マイナンバーの記載について

「個人番号」の欄が設けられた各種申請・届出書には、原則として、マイナンバーを記載していただきますが、マイナンバーを記載していただかない場合でも、有効な申請・届出として取り扱います。

3 本人確認書類について

マイナンバー制度では、各種申請・届出書にマイナンバーを記載していただいた場合に、厳格な本人確認を行うことが求められています。

マイナンバー記載の有無により、必要な本人確認書類が次のとおり異なります。

(1) マイナンバーを記載していただく場合

マイナンバー制度に基づく本人確認書類の提示が必要となります。裏面をご覧ください。

この場合、従来は本人確認書類の提示が不要であった申請・届出についても、新たに提示が必要となりますので、ご注意ください。

ただし、本人確認書類が不足している場合でも、下記の「(2)マイナンバーを記載していただかない場合」とみなすことにより、有効な申請・届出として取り扱います。

(2) マイナンバーを記載していただかない場合

マイナンバーを記載していただかない場合に必要な本人確認書類については、従来と変更ありません。

※ 必要な本人確認書類については、申請・届出の種類ごとに、案内文または口頭でご案内しています。（案内がない場合は、本人確認書類は必要ありません。）

4 個人情報の取り扱いについて

提出していただいたマイナンバーを含む個人情報については、適切に管理するとともに、マイナンバー利用事務の目的以外での利用はいたしません。

<問合せ先>

国民健康保険担当 042-346-9529

※ 上記の取扱いは平成28年2月時点でのものであり、今後の制度改正等により変更される可能性があります。

マイナンバーを記載していただく場合に必要な本人確認書類

<共通事項>

- 郵送の場合は、本人確認書類の確認項目（下記参照）が記載されている面の写し（コピー）を添付してください。
- 下記一覧は主なものです。その他該当する書類については、担当までお問い合わせください。
- 仮に、本人確認書類が不足している場合でも、「マイナンバーを記載していただかない場合」とみなすことにより、有効な申請・届出として取り扱います。

1 申請者（または届出人）が世帯主本人の場合

下記の本人確認書類をご提示ください。

1点のみの提示で足りるものと、2点の提示が必要なものとがあります。

《1点のみの提示で足りるもの》（主なもの）

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・運転免許証
 - ・旅券（パスポート）
 - ・住民基本台帳カード（写真あり）
 - ・在留カード
 - ・運転経歴証明書 など
- 【確認項目】 ①写真 ②氏名 ③生年月日または住所

《2点の提示が必要なもの》（主なもの）

- ・保険証
 - ・高齢受給者証
 - ・各種医療証
 - ・年金手帳
 - ・納税通知書
 - ・離職票
 - ・社会保険資格喪失証明書
 - ・退職証明書
 - ・住民基本台帳カード（写真なし） など
- 【確認項目】 ①氏名 ②生年月日または住所

※ 確認項目が表示されていることが条件となります。

※ 有効期間のあるものは有効期間内のものに限りません。

2 申請者（または届出人）が世帯主以外（代理人）の場合

次の(1)(2)の2点が両方必要となります。

(1) 代理人の本人確認書類

- ・上記「1 申請者（または届出人）が世帯主本人の場合」と同様の書類（代理人自身のもの）

(2) 代理権の確認のために必要な書類

- ① 法定代理人（成年後見人等）… 登記事項証明書、その他その資格を証明する書類
- ② 任意代理人（法定代理人以外）… 世帯主からの委任状（※）

※マイナンバーを記載しないで、国民健康保険に関する各種申請・届出を、世帯主と同一世帯の方が行う場合は、委任状は必要ありません。

《保険証等の窓口交付について》

保険証等は、原則郵送交付です。ただし、申請者の本人確認書類をご提示いただいた場合には、窓口で交付できます。ただし、申請者が別世帯の方の場合は、委任状が必要です。